

令和8年門審第2号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官阪本義治出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年8月9日02時15分

関門港若松第4区

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 3.6トン

登 録 長 10.35メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 243キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室に舵輪、機関制御装置、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和7年8月8日20時00分関門港若松第3区新川公共岸壁を発し、山口県蓋井島西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、21時00分釣り場に到着して、釣り客に遊漁を行わせたのち、翌9日01時00分釣り場を発進して、関門港の響灘水路を経由する予定で帰途に就いた。

ところで、響灘水路は、関門港若松第4区と同港響新港区とを東西に結ぶ幅約150メートルの水路で、a受審人は、響灘水路を航行した経験が豊富で、平素、夜間に同水路を航行するときには、レーダーやGPSプロッターでの位置把握のほかに、響灘水路周辺の工場の明かりを船首目標としていた。

a受審人は、関門港に入港したのち、響灘水路を東行し、0.75海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させて舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、02時11分半僅か前若松洞海湾口防波堤灯台（以下「若松灯台」という。）から259度（真方位、以下同じ。）2.6海里の地点で、針路を097度に定め、13.0ノットの対地速力で手動操舵によって進行した。

a受審人は、響灘水路の屈曲部に至り、02時13分半僅か過ぎ若松灯台から255度2.2海里の地点で、平素から船首目標としていた工場の明かりを別の明かりと見間違え、針路を110度に転じて続航した。

a受審人は、02時14分若松灯台から253度2.1海里の地点

に達したとき、響灘貯木場 3 号防波堤まで 4 0 0 メートルとなり、その後同防波堤に向首接近する状況となったが、船首目標としていた工場の明かりに向かって進んでいるので、水路に沿って無難に航行しているものと思い、作動していたレーダーや G P S プロッターで響灘貯木場 3 号防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、響灘貯木場 3 号防波堤に向首したまま進行し、0 2 時 1 5 分僅か前 G P S プロッター画面で同防波堤を至近に認めて右舵一杯としたものの、効なく、0 2 時 1 5 分若松灯台から 2 5 0 度 1 . 9 海里の地点において、A は、原針路及び原速力のまま、響灘貯木場 3 号防波堤南面に敷設された捨石に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力 1 の南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底外板に擦過傷、推進器翼に曲損等を生じ、のち解撤された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、関門港若松第 4 区において、響灘水路を航行する際、船位の確認が不十分で、響灘貯木場 3 号防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、関門港若松第 4 区において、響灘水路を航行する場合、響灘貯木場 3 号防波堤に向首進行することのないよう、作動していたレーダーや G P S プロッターで同防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、船首目標としていた工場の明かりに向かって進んでいるので、水路に沿って無難に航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった

職務上の過失により、響灘貯木場 3 号防波堤に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、解撤するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

門司地方海難審判所

審判官 西 村 勇 二